

## ○本巢市空き家バンク設置要綱

平成28年2月26日

告示第9号

改正 平成29年7月21日告示第89号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の空き家を有効活用し、市内への移住定住を促進させ定住人口の増加及び元気で笑顔あふれる地域づくりを推進するため、空き家バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 空き家 建築物又はこれに付属する工作物であって、居住その他の使用がされていないことが常態である（近く使用しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地又は建物の跡地若しくは造成地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申し込みを受けた情報を、市内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し紹介を行う、空き家情報登録制度をいう。
- (4) 定住 長期にわたる居住を前提に、当該空き家住所地を生活の本拠地とし、地域の一員として自覚を持って生活する状態をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

2 本巢市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員と認められる者は、空き家バンクを利用することができない。

3 宗教活動、政治活動その他の本要綱の趣旨に照らして不相当と認められる活動を行う者は、空き家バンクを利用することができない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録をしようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び空き家バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、登録に必要な調査をするものとする。

3 市長は、前項に規定する調査を実施する場合において、当該空き家について公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）に対し、登録に必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めることができるものとする。

4 市長は、第2項の規定による確認及び調査により登録することが適切と認めた

ときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第3号。以下「登録完了通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

- 5 市長は、第1項の規定による申込みをしていない空き家で、空き家バンクによる有効活用が望ましいと認めるものは、その所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができるものとする。

（空き家に係る登録事項の変更の届出等）

第5条 前条第4項の規定による登録完了の通知を受けた申込者（以下「物件登録者」という。）で、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

- 2 物件登録者が登録を取り消しする場合は、空き家バンク登録取消願書（様式第5号）を市長に届け出なければならない。

（空き家バンクの登録の取消し）

第6条 市長は、空き家バンクに登録された空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、第4条第4項の規定による登録の日（以下「登録日」という。）から2年を経過したとき又は前条第2項の規定による届出があったときは、当該登録を抹消するとともに、空き家バンク登録取消通知書（様式第6号）により物件登録者に通知するものとする。

- 2 所有者等は、登録日から2年を経過したものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録ができるものとする。

（空き家情報の公開）

第7条 市長は、登録カードに記載された情報（以下「登録情報」という。）をホームページ等に掲載し公開するものとする。

- 2 前項の規定により公開する登録情報は次のとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 売却又は賃貸の別
- (3) 物件所在地（字名まで）
- (4) 希望価格
- (5) 物件の概要
- (6) 設備状況
- (7) 主要施設等までの距離
- (8) 建物の間取り図及び所在地図
- (9) 写真

- 3 市長は、空き家バンクの利用希望者に対して登録情報のうち、必要な事項を提供するものとする。

（空き家情報の提供及び利用登録）

第8条 空き家バンクの利用希望者は、空き家バンク利用登録申込書（様式第7号）により、市長に申し込むものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、登録することが適切と認めるときは、空き家バンク利用登録完了通知書（様式第8号）により当該利用希望者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。
- 3 前項に規定する登録の期間は、2年間とする。ただし、利用登録者は改めて登録申込みを行うことにより、再登録ができるものとする。

（利用登録に係る利用登録事項の変更の届出等）

第9条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届出書（様式第9号）を市長に届け出なければならない。

- 2 利用登録者が登録を取り消しする場合は、空き家バンク利用登録取消願書（様式第10号）を市長に届け出なければならない。

（登録利用者の登録の取消し）

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、空き家バンク利用登録取消通知書（様式第11号）を利用登録者に通知するものとする。

- (1) 次条に規定する要件を欠く者と認められたとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。
- (3) 空き家バンク利用登録申込書の内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家バンク利用登録取消願書（様式第10号）の提出があったとき。
- (5) 利用登録完了の日から2年を経過したとき。
- (6) その他市長が適当でないと認められたとき。

（空き家の利用要件）

第11条 空き家バンクの情報を受け、空き家を利用しようとする利用登録者は、その利用において次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化及び芸術活動を行うことにより地域の活性化に寄与できる者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、本市の自然環境、生活文化等に関する理解を深め地域住民と協調して生活できる者
- (3) その他市長が適当と認められた者

（利用希望物件の申込み及び通知）

第12条 空き家バンク登録物件について、これを利用しようとする利用登録者は、空き家バンク利用物件申込書（様式第12号）に誓約書（様式第13号）を添えて、市長に申し込むものとする。

- 2 市長は、前項の規定により申込みがあった場合には、宅建協会に対し、その旨を通知するものとする。この場合において、宅建協会は、同協会が選定する事業者（以下「協力事業者」という。）に対しても同様の通知をするものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた宅建協会及び協力事業者は、申込みがあった利

用登録者と交渉するか否かを決定し、当該利用登録者に対し、その旨を回答するとともに、市長に対し当該決定の内容を報告するものとする。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第13条 物件登録者と利用登録者の交渉、売買及び賃貸借等の契約については、協力事業者が仲介するものとする。

2 市長は、物件登録者と利用登録者との空き家に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成29年告示第89号)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

本巢市長 様

空き家バンク登録申込書

本巢市空き家バンク設置要綱の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり空き家バンクへの登録を申し込みます。

記

住 所

氏 名

㊦

電話番号

登録内容 別紙 空き家バンク登録カード（様式第2号）記載のとおり

調査・媒介  宅建協会及び協力事業者へ情報の提供を行い、物件の調査・媒介に関わる全てについて依頼することを承諾します。

【注意事項】

- 1 物件登録者と利用登録者の交渉、売買及び賃貸借等の契約については、協力事業者が仲介します。
- 2 市は、物件登録者と利用登録者との空き家に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与いたしません。
- 3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとします。
- 4 協力事業者の仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく範囲となります。
- 5 本巢市個人情報保護条例（平成16年本巢市条例第9号）の規定に基づき申し込みされた個人情報は、本事業目的以外に利用いたしません。

様式第2号（第4条関係）

空き家バンク登録カード  
（表面）

登録 No.		分類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 宅地	契約内容	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売却	
物件所在地						
所有者 管理者	〒 ー					
	氏名		電話			
	携帯		FAX			
	E-mail					
その他 連絡先	〒 ー					
	連絡先名		電話			
所有者の 希望価格	賃貸	円/月				
	売却	円				
物件の 概要	面積		構造		附帯施設	
	土地	m <sup>2</sup>		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ( )	<input type="checkbox"/> 離れ <input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> 物置 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ( )	
	建物	1階	m <sup>2</sup>		坪	
		2階	m <sup>2</sup>			
			坪			
	利用状況		補修の要否		補修の費用負担	建築年数
	<input type="checkbox"/> 放置 ( ) 年 <input type="checkbox"/> 別荘・物置 <input type="checkbox"/> その他 ( )		<input type="checkbox"/> 補修は不要 <input type="checkbox"/> 多少の補修必要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中		<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他 ( )	年建築  築 年
	間取り	1階				
		<input type="checkbox"/> 居間 ( 畳) <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 洋室 ( 畳) ( 畳) <input type="checkbox"/> 和室 ( 畳) ( 畳) ( 畳)				
		2階				
<input type="checkbox"/> 洋室 ( 畳) ( 畳) <input type="checkbox"/> 和室 ( 畳) ( 畳) ( 畳) <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他 ( ) ( )						
設備 状況	電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	ガス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲取り <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	庭	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	その他			

(裏面)

主 要 施 設 の 等 距 離	<input type="checkbox"/> 駅	( )	km	<input type="checkbox"/> バス停	( )	km
	<input type="checkbox"/> 市役所	( )	km	<input type="checkbox"/> 病院等	( )	Km
	<input type="checkbox"/> 消防署	( )	km	<input type="checkbox"/> 警察署	( )	Km
	<input type="checkbox"/> 保育園	( )	km	<input type="checkbox"/> 小学校	( )	km
	<input type="checkbox"/> 中学校	( )	km	<input type="checkbox"/> 公営温泉	( )	km
	<input type="checkbox"/> スーパー	( )	km	<input type="checkbox"/> コンビニ	( )	km
	建物の間取り図			所在地図		
特記事項	※抵当権や相続登記に関する事、心理的瑕疵につながるような事件・事故、周辺環境に関する事など、説明事項がある場合は、その旨を記入してください。					

※1 該当するものに☑をつけてください

※2 特記事項がある場合は、必ず記載してください。

本築市 記入欄			協力事業者 記入欄	
受付日	年	月 日	現地調査日	年 月 日
登録日	年	月 日	調査者	
登録抹消日	年	月 日	立会者	

様式第3号（第4条関係）

第 年 月 日 号

様

本巢市長 印

空き家バンク登録完了通知書

本巢市空き家バンク設置要綱第4条第5項の規定により、空き家バンクへの登録が完了したので通知します。

登録番号： 第 号

登録日： 年 月 日

有効期限： 登録日から2年間

※ 変更が生じた場合、速やかに手続を行ってください。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

本巢市長 様

（物件登録者）住所

氏名 ㊟

空き家バンク登録変更届出書

本巢市空き家バンク設置要綱第5条の規定により、登録台帳の変更を届出します。

登録番号： 第 号

変更内容：

※ 登録変更の場合、様式第2号へ登録番号及び変更箇所を記載し、提出してください。

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

本巢市長 様

（物件登録者）住所

氏名 ㊟

空き家バンク登録取消願書

本巢市空き家バンク設置要綱第5条第2項の規定により、空き家バンクへの登録を取消ししたいので、届出します。

登録番号： 第 号

取消理由：

様式第6号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

本巢市長 印

空き家バンク登録取消通知書

本巢市空き家バンク設置要綱第6条第1項の規定により、空き家バンクへの登録を取消しましたので通知します。

登録番号： 第 号

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

本巢市長 様

（利用希望者）住所

氏名

㊦

### 空き家バンク利用登録申込書

本巢市空き家バンク設置要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

住 所：

氏 名：

生年月日：

電話番号：

携帯電話：

E-mail：

#### 【注意事項】

- 1 物件登録者と利用登録者の交渉、売買及び賃貸借等の契約については、協力事業者が仲介します。
- 2 市は、物件登録者と利用登録者との空き家に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与いたしません。
- 3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとします。
- 4 協力事業者の仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく範囲となります。
- 5 本巢市個人情報保護条例（平成16年本巢市条例第9号）の規定に基づき申し込みされた個人情報は、本事業目的以外に利用いたしません。

様式第8号（第8条関係）

第 年 月 日

様

本巢市長 印

空き家バンク利用登録完了通知書

本巢市空き家バンク設置要綱第8条第2項の規定により、空き家バンクの利用登録が完了したので通知します。

登録番号： 第 号

住 所：

氏 名：

登 録 日： 年 月 日

有効期限： 登録日から2年間

※ 変更が生じた場合、速やかに手続を行ってください。

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

本巢市長 様

（利用登録者）住所

氏名 ㊟

空き家バンク利用登録変更届出書

本巢市空き家バンク設置要綱第9条第1項の規定により、次のとおり空き家バンク利用登録の変更を届出します。

登録番号： 第 号

住 所：

氏 名：

変更内容：

様式第10号（第9条関係）

年 月 日

本巢市長 様

（利用登録者）住所

氏名 ㊟

空き家バンク利用登録取消願書

本巢市空き家バンク設置要綱第9条第2項の規定により、空き家バンクの利用登録を取消したいので、届出します。

登録番号： 第 号

取消理由：

様式第11号（第10条関係）

第 年 月 日

様

本巢市長 印

空き家バンク利用登録取消通知書

本巢市空き家バンク設置要綱第10条の規定により、空き家バンクの利用登録を  
取消ししたので通知します。

登録番号： 第 号

住 所：

氏 名：

取消し理由：

様式第12号（第12条関係）

年 月 日

本巢市長 様

（利用希望者）利用登録No.  
住所

氏名 ④  
電話番号

空き家バンク利用物件申込書

本巢市空き家バンク設置要綱第12条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

希望物件番号： 物件登録No. 第 \_\_\_\_\_ 号

【注意事項】

- 1 同じ時期に申し込みできる物件は、1物件とします。
  - 2 物件登録者と利用登録者の交渉、売買及び賃貸借等の契約については、協力事業者が仲介します。
  - 3 市は、物件登録者と利用登録者との空き家に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与いたしません。
  - 4 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとします。
  - 5 協力事業者の仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく範囲となります。
  - 6 本巢市個人情報保護条例（平成16年本巢市条例第9号）の規定に基づき申し込みされた個人情報は、本事業目的以外に利用いたしません。
- 以上の注意事項を踏まえ、空き家バンク利用申込みに係る私の個人情報について、宅建協会及び協力事業者へ提供することに同意します。

項目	氏名	続柄	年齢
同居人構成			
利用登録者 (本人)		本人	歳
同居人			歳
			歳
			歳
			歳

様式第13号（第12条関係）

## 誓 約 書

本巢市長 様

私は、空き家バンクの利用希望者登録にあたり、本巢市空き家バンク設置要綱（以下「要綱」という。）の趣旨等を理解し、次に掲げる項目に該当しないことを誓約したうえで、申し込みを行います。

- (1) 私は暴力団員でなく、暴力団等反社会的勢力に寄与するための利用ではありません。
- (2) 宗教活動、政治活動その他の本要綱の趣旨に照らして不相当と認められる活動のための利用ではありません。

また、申込書記載事項に偽りはなく、要綱第11条に規定する要件を遵守するとともに、物件登録者との誠意ある交渉・契約に臨み、交渉・契約に関する問題が発生した場合は、私と物件登録者との間で解決することを誓約いたします。

なお、私の希望する空き家及び宅地の情報提供等を依頼するときには、当該物件登録者、宅建協会及び当該空き家のある自治会等へ、要綱第8条第1項の規定により提出した空き家バンク利用登録申込書の写し等を開示することに同意します。

今後、空き家バンクへの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使用することはありません。

空き家を利用することとなったときは、本巢市の自然環境、生活文化等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となることをここに誓約いたします。

年 月 日

住所

氏名

㊟

様式第1号 (第4条関係)  
様式第2号 (第4条関係)  
様式第3号 (第4条関係)  
様式第4号 (第5条関係)  
様式第5号 (第5条関係)  
様式第6号 (第6条関係)  
様式第7号 (第8条関係)  
様式第8号 (第8条関係)  
様式第9号 (第9条関係)  
様式第10号 (第9条関係)  
様式第11号 (第10条関係)  
様式第12号 (第12条関係)  
様式第13号 (第12条関係)